

別添

ガス小売事業者等の保安業務に関する省令等について

平成 28 年 4 月 8 日
経 濟 産 業 省
商務流通保安グループ
ガス 安 全 室

1. 制定の背景

(1) ガスの小売全面自由化後における保安業務の整備の必要性

- ◇今般、ガスシステム改革として、ガスの小売全面自由化を内容とする電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が第 189 回通常国会において成立したところ。
- ◇改正法第 5 条の規定による改正後のガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号。以下「法」という。）では、消費機器の調査等の保安業務をガス小売事業者に課すとともに、保安業務規程の作成・届出を義務付けている。
- ◇ガス小売事業を営もうとする新規参入者は、改正法附則第 16 条の規定により、改正法施行前に事前登録申請が可能であるところ、ガス小売事業者が担うべき保安業務について、事前にどのような内容になるのか判断の上、小売事業への参入を検討することが想定される。
- ◇また、ガス小売事業の新規参入者を念頭に、関係団体によって「消費機器調査員」等の研修制度が実施される予定であり、保安業務の内容はこうした事業者研修の前提となるものであることから、可能な限り早期に整備する必要がある。
- ◇ガスの小売全面自由化後の保安規制の在り方については、産業構造審議会ガス安全小委員会の下に「ガスシステム改革保安対策WG」を設置し、平成 27 年 12 月の「中間的整理」において、ガス小売事業者の保安上の役割に関する方向性をとりまとめた。
- ◇そこで、ガス小売事業者による保安業務に関して、審議会での審議結果を踏まえ、法第 159 条（調査・周知等）及び法第 160 条（保安業務規程）に関して、ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（以下「小売保安省令」という。）を定めることとする。

(2) ガス事業法と液化石油ガス法との規制の整合化の必要性

- ◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）における液化石油ガス販売事業は、保安の観点からガス事業法における簡易ガス事業などと一定の類似性を有している。例えば、ボンベやバルク貯槽等の供給設備、瞬間湯沸器といった燃焼器等の中には、同一仕様の設備・機器を使用している場合が多い。
- ◇しかしながら、両法においては、保安の確保に関する制度体系が異なることから、技術基準等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。
- ◇ガスの小売全面自由化後においては、エネルギー事業者間の垣根が一層低くなり、既存のエネルギー企業が様々なエネルギー供給サービスを行う「総合エネルギー企業」へと発展す

ることが期待されている。そのため、今後は、液化石油ガス販売事業とガス事業の相互参入・競争も想定されることから、技術基準等の保安規制のうち、技術的に同等の評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。

◇産業構造審議会ガス安全小委員会及び液化石油ガス小委員会において、ガス事業法と液化石油ガス法との保安規制の整合化について了承が得られたことから、小売保安省令について当該結果を踏まえた保安規制とする。加えて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）について、所要の改正を行う。

2. 主な内容（小売保安省令関係）

（1）周知について

◇法第159条第1項の規定による周知について、周知すべき必要な事項を定める（小売保安省令第2条第1項第1号関係）。また、周知事項として新たに「不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の点検」を加える（同号ヘ関係）。

◇周知頻度については、「2年に1回以上」、「1年に1回以上」とし、液化石油ガス法と整合化する（小売保安省令第2条第1項第2号イ及びロ関係）。

◇周知対象の機器について、新たに「不完全燃焼防止装置のない金網ストーブ」を加える（小売保安省令第2条第1項第2号ロの表（6）関係）。

◇特定地下街及び地下室に設置されている消費機器に関する表示を付す周知については、法第159条第2項の規定による調査と同時に実施されることを踏まえ、後述する調査と同様に「4年に1回以上」の頻度とする（小売保安省令第2条第1項第2号ハ関係）。

◇基準日から4ヶ月を超えない時期に周知を行った場合は、当該周知を「基準日に行ったもの」とみなすこととする（小売保安省令第2条第1項第3号関係）。

◇周知対象となるガスの使用者が大口顧客である場合には、一定の自己責任能力を有することを踏まえ、現行と同様に周知を要しないこととする（小売保安省令第2条第2項関係）。周知を実施しなかった場合には、ガス小売事業者は産業保安監督部長に定期的に報告することとする（同条第3項関係）。

（2）情報通信の技術を利用する方法による周知事項の提供について

◇小売保安省令第2条第1項第2号において、周知は原則「書面を配布」することにより行うこととするが、ガスの使用者の承諾を得られた場合には、情報通信技術を利用する方法による周知事項の提供を行い、当該提供をもって書面を配布したものとみなす（小売保安省令第3条第1項柱書関係）。

◇具体的な周知事項の提供方法としては、

- (i) 電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- (ii) 当該ガス小売事業者のホームページにおいて、周知事項を需要家に閲覧させるとともに、周知事項をダウンロードさせる方法

- (iii) CD-ROM等の記録媒体を交付する方法のいずれかとする（小売保安省令第3条第1項各号関係）。
- ◇情報通信技術を利用する方法による周知事項の提供を行った場合であっても、ガスの使用者から書面配布を求められた場合には、書面配布を行うこととする（小売保安省令第3条第2項関係）。
- ◇情報通信技術を利用する方法による周知を行うためのガスの使用者の承諾を得る方法は、書面又は情報通信の技術を利用する方法によるものとする（小売保安省令第4条関係）。

(3) 調査について

- ◇法第159条第2項の規定による調査について、調査対象、調査頻度及び調査事項を定める（小売保安省令第5条第1項第1号関係）。また、燃焼器に関して、新たに「供給されるガスに適応したものであること」を調査事項に加える（同号の表ハ関係）。
- ◇調査頻度については、「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」を加えるとともに、「4年に1回以上」とし、液化石油ガス法と整合化する（小売保安省令第5条第1項第1号関係）。
- ◇基準日から4ヶ月を超えない時期に前倒しで調査を行った場合は、当該調査を「基準日に行つたもの」とみなすこととする（小売保安省令第5条第1項第2号関係）。
- ◇調査対象となるガスの使用者が大口顧客である場合には、一定の自己責任能力を有することを踏まえ、現行と同様に調査を要しないこととする（小売保安省令第5条第2項関係）。調査を実施しなかった場合には、ガス小売事業者は産業保安監督部長に定期的に報告することとする（同条第3項関係）。
- ◇ガス小売事業者が、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から、直近の調査結果を提供されたときは、審議会での議論を踏まえ、開栓を伴わない「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」の調査を要しないこととする（小売保安省令第6条第1項本文関係）。この場合には、ガス小売事業者は、調査を次に実施するまでの間、当該調査の結果を保存することとする（同条第2項関係）。
- ◇一般ガス導管事業者からの調査結果の提供について、ガスの使用者の承諾を得られない場合には、調査を行うこととする（小売保安省令第6条第1項ただし書関係）。

(4) ガス小売事業者による調査結果の通知について

- ◇法第159条第4項の規定による調査結果の通知については、調査を実施した後遅滞なく、調査結果を記載した書面に、帳簿における当該調査に係る部分の情報を添えて、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対して行うこととする（小売保安省令第9条第1項関係）。
- ◇通知は原則書面によることとするが、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の承諾を得た場合には、電磁的方法により通知することを可能とする（小売保安省令第9条第2項関係）。
- ◇通知を行うに際しては、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が緊急保安を適正か

つ円滑に行うために必要な情報を提供するよう努めることとし、ガス小売事業者が当該情報を探していいる場合における情報提供を促す（小売保安省令第9条第4項関係）。

(5) 帳簿の記載事項について

◇法第159条第6項の帳簿について、調査対象の消費機器を所有し、又は占有していない場合においても、その旨を帳簿に記載するよう規定を明確化する（小売保安省令第10条第1項第5号関係）。

(6) ガス小売事業者が作成する保安業務規程について

◇ガス小売事業者が法第160条第1項の規定により作成する保安業務規程について、記載事項を定める（小売保安省令第12条関係）。

◇具体的な記載事項としては、保安業務を管理する職務及び組織を定めるとともに、保安業務監督者の選任及び代行者に関して記載させることとする。

◇さらに、保安業務に係る教育及び訓練に関して定めるとともに、周知及び調査等の業務の実施方法を具体的に記載させる。

◇法第159条第5項の災害発生時の対応は、ガス工作物を維持・運用しないガス小売事業者にも求められるところ、審議会での議論を踏まえ、関係者との連絡体制の確保や必要な情報提供その他のとるべき措置に関して記載させることとする。

◇また、旧簡易ガス事業者のような、自らガス工作物を維持・運用するガス小売事業者にあっては、法第159条第5項の災害時の対応の業務として、24時間の通報窓口を設置し、現場出動、応急措置等の緊急保安を実施することとなる。そのため、保安業務規程において、緊急保安に関しても記載させることとする。

◇保安業務についての記録、違反者に対する措置を記載させることとする。

◇この他、保安に関して必要な事項を定めることとする。

(7) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成する保安業務規程について

◇一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が法第160条第5項において準用する第1項の規定により作成する保安業務規程について、記載事項を定める（小売保安省令第12条関係）。

◇法第159条第5項の災害発生時の対応として、24時間の通報窓口の設置、現場出動、応急措置等の緊急保安の実施について記載させる。

◇一般ガス導管事業者に関しては、最終保障供給を行う場合には消費機器の調査等を行うことから、調査に関する業務の方法等に関しても定めることとする。

(8) 保安業務規程に関する手続事項について

◇保安業務規程の届出又は変更届出を行うときに必要な届出書について、様式を定める（小売保安省令第13条関係）。

(9) 経過措置関係

◇小売保安省令により、周知を現行ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）における「3年度ごとに1回以上」を、「2年に1回以上」に頻度を短縮化するため、改正法施行前に周知を実施し、前回の周知から2年を経過している場合には、改正法施行の日から起算して1年以内に周知を行えるよう経過措置を規定する（小売保安省令附則第2条関係）。

3. 主な内容（液化石油ガス法施行規則関係）

(1) 消費設備の再調査について

(i) 現行制度の概要

◇液化石油ガス法においては、一般消費者等が所有し、又は占有する消費設備を調査し、調査の結果、技術基準に適合していないと認められた場合は、その所有者又は占有者である一般消費者等に対し、「技術基準に適合するようにするためにとるべき措置」及び「その措置をとらなかった場合に生すべき結果」を通知し、通知の日から一定期間経過後に、再調査を行うこととしている（液化石油ガス法施行規則第37条第2号）。

◇また、ガス事業法においても、消費機器の調査を定期的に実施し、当該消費機器が技術基準に適合していない場合には、その所有者又は占有者に対して通知を行い、一定期間経過後に、再調査を行うこととしている（ガス事業法施行規則第107条第1項第2号）。

◇この再調査について、ガス事業法では、通知の日から1月を経過した日以後5月以内に再調査を実施することを求めており、一度通知を行った内容に関しては、毎年度1回以上通知を行えばよく、再々調査を行うことまでは求めていない。

◇これに対し、液化石油ガス法では、通知の日から1月を経過し6月を経過しない期間に再調査を実施し、消費設備が技術基準に適合することを確認するまで何度も再調査を実施することを求めており、ガス事業法と差異が生じている。

(ii) 具体的な改正内容

◇消費に係る設備・機器の保安の確保は、その所有者又は占有者が行うものとされていることから、事業者が何度も再調査を実施するのではなく、通知を受けた所有者又は占有者が主体的に保安の確保に取り組むべきと考えられる。

◇よって、ガス事業法における規定内容を取り込むことで、液化石油ガス法においてもガス事業法と同様の運用とし、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとする（液化石油ガス法施行規則第37条第3号関係）。

◇なお、具体的な規定ぶりとしては、小売保安省令第5条第1項第3号において、趣旨の明確化の観点から、現行ガス事業法施行規則第107条第1項第2号の規定ぶりを修正することを踏まえ、小売保安省令と同様の規定とする。

(2) 消費設備調査等の頻度について

(i) 現行制度の概要

◇ガス事業法では、消費機器調査等の頻度は、「40月に1回以上」等としているところ、液化石油ガス法では、消費設備調査等の頻度は、「4年に1回以上」等としており、差異が生じている。

◇今般、小売保安省令では、ガス事業法の消費機器調査の頻度を「4年に1回以上」、周知を「2年に1回以上」と、液化石油ガス法に整合化することを予定しているが、それとともに、基準日から4ヶ月を超えない時期に前倒しで調査等を行った場合は、当該調査等を「基準日に行ったもの」とみなすことを予定している。

(ii) 具体的な改正内容

◇現在、液化石油ガス法では、期限内に各一般消費者等を確実に訪問し、調査等を実施するためには、期限よりも一定程度前倒しした時期に調査等を行うよう、スケジュールを立てる必要がある。そのため、現在事業者は、期限よりも前倒しした時期に調査等を実施しており、その結果、調査等の周期が期限よりも実質短くなっている状況である。

◇小売保安省令での措置を踏まえ、基準日から4ヶ月を超えない時期に前倒しで調査等を行った場合は、当該調査等を「基準日に行ったもの」とみなすこととする（液化石油ガス法施行規則第36条第1項第2号、第37条第2号、第38条の2第3項関係）。

(3) 情報通信技術を利用した方法による周知事項の提供について

(i) 現行制度の概要

◇液化石油ガス法では、液化石油ガス販売事業者に対し、「液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項」を一般消費者等に周知させる義務を課している（液化石油ガス法第27条第1項第3号）。具体的な周知の方法については、液化石油ガス法施行規則第38条において「書面による配布」と規定しているため、周知書面を手交や郵送によって実施している。

◇ガス事業法においても、需要家に対し、「ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し、必要な事項」を周知しなければならないとし、その具体的な周知の方法として「書面を配布すること」としており、液化石油ガス法と同様の方法で実施している。

◇他方、ガスの小売全面自由化後は、ガス小売事業者が需要家に対して行う周知について、需要家の承諾を前提に、書面配布に代えて、情報通信技術を利用した方法により実施できるようにすることを予定している。

(ii) 具体的な改正内容

◇液化石油ガス法施行規則において、情報通信技術を利用した周知事項の提供を規定し、ガスの小売全面自由化後におけるガス事業法と整合化する（液化石油ガス法施行規則第38条の3及び第38条の4関係）。

(4) 消費設備・消費機器の技術基準について

(i) 現行制度の概要

◇液化石油ガス法とガス事業法では、それぞれ消費設備・消費機器の技術基準として、燃焼器及びその給排気部に関する技術基準を定めている。

◇当該技術基準は、両法において概ね整合しているものの、下表のとおり、一部の技術基準については、差異が生じている。

<参考：液化石油ガス法とガス事業法における消費設備・消費機器の技術基準>

液化石油ガス法施行規則	ガス事業法施行規則
第 44 条第 1 号タ (1) (viii)	第 108 条第 2 号イ (8)
第 44 条第 1 号ネ (9)	第 108 条第 6 号リ
排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。	排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。 <u>ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。</u> ^(※)

(※) ガス事業法施行規則のただし書きは、平成 12 年 6 月の建築基準法の改正において、建築基準法施行令第 115 条第 1 項第三号の適用除外項目として建設省告示第 1404 号第 3 第二号に「廃ガス等が、火粉を含まず、かつ廃ガス等の温度が 100 度以下であること」と定められたことに伴い、平成 12 年 10 月の改正により追記した。なお、当該改正以前は、液化石油ガス法と同様の表現であった。

(ii) 具体的な改正内容

◇ガス事業法施行規則第 108 条に定める「燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。」の内容を規定し、液化石油ガス法とガス事業法を整合化する（液化石油ガス法施行規則第 44 条第 1 号タ (1) (viii) 及び同号ネ (9) 関係）。

4. 今後のスケジュール

公布日 平成 28 年 5 月中（予定）

施行日 改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日